

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第七百八十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

平成二十六年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大河原町広表土地区画整理組合

二 事務所の所在地

柴田郡大河原町字新南十九番地

三 解散事由

事業の完成

四 解散認可の年月日

平成二十六年九月九日

○宮城県告示第七百八十一号

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（平成十三年宮城県告示第七百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出の義務を履行していない者（当該届出義務がない者を除く。）

第三条中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 第一号に規定する総合評定値通知書で、前条第六号に規定する届出義務を履行していること又は届出義務がないことが確認できない場合は、社会保険等の加入状況申告書（様式第一号の三）様式第一号の二の次に次の二様式を加える。

様式第1号の3 (第3条関係)

社会保険等の加入状況申告書

| | |
|------------------------------|---|
| 住所又は所在地 商号又は名称 代 表 者 名 | 印 |
|------------------------------|---|

| 営業所 の 名 称 | 従 業 員 数 | 加 入 状 況 | | | 事 業 所 整 理 記 号 等 | |
|-----------------|-----------|---------|-------------|---------|-----------------|--|
| | | 健康 保 険 | 厚 生 年 金 保 険 | 雇 用 保 険 | | |
| | 人 (人) | | | | 健康保険 | |
| | | | | | 厚生年金保険 | |
| | | | | | 雇用保険 | |
| | 人 (人) | | | | 健康保険 | |
| | | | | | 厚生年金保険 | |
| | | | | | 雇用保険 | |
| | 人 (人) | | | | 健康保険 | |
| | | | | | 厚生年金保険 | |
| | | | | | 雇用保険 | |
| 合 計 | 人 (人) | | | | | |

注) 本書は、審査基準日の総合評定値通知書において、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄のいずれかが「無」となっている者が、審査基準日から資格審査申請日までの間に保険に加入又は適用除外になり、資格審査申請を行うときに限り、提出すること。

記載要領

- 1 「従業員数」の欄は、法人にあってはその役員、個人にあってはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む）の人数を内数として記載すること。
- 2 「加入状況」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「○」を、行っていない場合は「×」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 3 「加入状況」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「○」を、行っていない場合は「×」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 4 「加入状況」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「○」を、行っていない場合は「×」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。
- 5 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 6 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 7 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

様式第四号及び第六号中、「ただし、翌年度以降も継続して登録しようとする場合は翌年度の入札参加登録の前日まで」とを「ただし、翌年度も継続して登録しようとする場合は、翌年度の入札参加登録の前日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十六年九月十六日から施行する。
- (経過措置)
- 2 平成二十六年年度における建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）第五条第二項の規定による入札参加登録に係る申請については、なお従前の例による。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年九月十六日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市赤井字星場三百四十二番七

津 國 正 也
東松島市赤井字星場三百四十番

津 國 里 枝

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年九月十六日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県利府町加瀬字新柚の木二十三番、二十六番、二十七番、二十八番一、二十八番二、二十九番一、二十九番二、二十三番地先の水及び三十一番地一地先の道の一部並びに同町森郷字柚ノ木二十三番三、二十四番一、二十五番一、二十六番三

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

及び四十二番

利府町

選挙管理委員会

○宮選管告示第七号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

丸森町大張老人憩の家の項を削る。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成二十六年九月十六日

宮城県収用委員会

- 一 起業者の名称 山元町
- 二 事業の種類 山元都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設新山下駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
土地の所在 宮城県亘理郡山元町浅生原字新田地内

| 地番 | 地目 | | 積 | | 収用しようとする面積 |
|------|-----|----|-------------|----------------|----------------|
| | 登記簿 | 現況 | 公簿 | 実測 | |
| 十三番 | 田 | 田 | 五、四〇五平方メートル | 五、四〇五・〇六平方メートル | 五、四〇五・〇六平方メートル |
| 十四番 | 田 | 田 | 五、四〇四平方メートル | 五、四〇五・〇九平方メートル | 五、四〇五・〇九平方メートル |
| 十五番一 | 田 | 田 | 一、六九三平方メートル | 一、六九三・八五平方メートル | 一、六九三・八五平方メートル |

| | | | | | |
|------|---|---|-----------------|--------------------|--------------------|
| 二十番 | 田 | 田 | 一、〇〇三平方メ 一トル | 一、〇〇三・五〇 平方メートル | 一、〇〇三・五〇 平方メートル |
| 十五番二 | 田 | 田 | 二、六二二平方メ 一トル | 二、六二一・〇四 平方メートル | 二、六二一・〇四 平方メートル |

四 土地所有者の氏名及び住所

菊地義光

宮城県巨理郡山元町山寺字頭無二二番地

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十六年九月八日